

大阪市告示第925号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館、臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年6月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 長居プール 水泳場(25メートルプール)	令和7年7月22日（火）	午前9時から 午後9時まで

2 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市立 長居プール 水泳場(屋外プール)	令和7年7月7日（月）
	令和7年7月14日（月）
	令和7年7月22日（火）
	令和7年7月28日（月）

3 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 長居プール 水泳場(屋外プール)	令和7年7月19日（土）	午前9時から 午後6時まで
	令和7年7月20日（日）	
	令和7年7月21日（月）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）